

# ぐんまブランド推進事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、農畜産物のブランド推進等を図るため必要な事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2 補助対象事業、経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

2 補助事業者（規則第5条第1項の規定により補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた者をいう。以下同じ。）は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(補助金の申請)

第3 規則第4条第1項に基づき補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業ごとに別記様式第1号、事業計画書及び知事が別に定める書類により、知事が指示する日までに申請するものとする。

(交付の条件)

第4 交付の決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業の遂行において第2第2項の各号に掲げる者（以下「暴力団等」という。）から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。
- (2) その他、知事が必要と認める条件

(概算払請求)

第5 補助事業者は、規則第7条第2項に基づき補助金の概算払を受けようとする場合、知事と協議の上、別記様式第2号により請求するものとする。

(決定内容の変更)

第6 補助事業者は、規則第9条第1項各号に掲げる事項を行おうとする場合、別記様式第3号により申請するものとする。この場合において、規則同条同項第1号の知事があらかじめ認める軽微な変更は、別表の「承認が必要な変更」の欄に掲げる変更以外の変更とする。

2 補助事業者は、規則第9条第2項に基づき指示を受けようとする場合、別記様式第4号により申請するものとする。

3 知事は、第1項の規定による申請があった場合、申請内容を審査し、適切であると認めた場合は、補助事業者に通知するものとする。

4 第4の規定は、前項の変更決定について準用する。

(遂行状況報告)

第7 補助事業者は、規則第10条に基づき、次に掲げる場合、別記様式第5号により報告するものとする。

(1) 知事が報告を求めた場合

(実績報告)

第8 補助事業者は、規則第11条に基づき、補助対象事業完了後30日又は当該年度の次の年度の4月20日のいずれか早い日までに別記様式第6号、事業実績書及び知事が別に定める書類により報告するものとする。ただし、知事が報告期日を別に指定した場合は、指定された日までとする。

(消費税等仕入控除税額の取扱い)

第9 申請者又は補助事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方税に係る仕入れ控除税額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合、それぞれ次の各号にしたがって取り扱うものとする。

- (1) 第3の申請時に消費税等仕入控除税額が明らかである場合、消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。
- (2) 第8の実績報告時に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。この場合において、知事は精算条件を付した上で消費税等仕入控除税額を含めて交付決定を行うとともに、消費税等仕入控除税額を除いて規則第7条第1項に基づく補助金額の確定（以下「額の確定」という。）を行うものとする。
- (3) 額の確定後に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額が確定し次第、別記様式第7号により速やかに報告しなければならない。この場合において、知事は返還条件を付して交付決定を行うとともに、本号前段の報告に基づき消費税等仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めることのほか、補助対象事業等の遂行に関し必要な事項は、知事が必要の都度指示する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

年 月 日

群馬県知事

宛て

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

年度ぐんまブランド推進事業（〇〇）補助金交付申請書

このことについて、別紙収支予算書及び事業計画書により事業を実施したいので、群馬県補助金等に関する規則第4条及び群馬県ぐんまブランド推進事業補助金等交付要綱第3に基づき、補助金 円の交付を申請します。

（添付書類）

- (1) 別紙収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 知事が別に定める書類

注1：〇〇には別表の補助金等の名称欄より該当事業名を記入のこと。（以下別記様式同じ）

注2：申請者又は事業主体に消費税等仕入控除税額がある場合（見込みを含む）には、別紙「消費税等仕入控除税額についての届出書」を添付のこと。

注3：申請にあつては、別紙「誓約書」を添付のこと。（ただし、一の年度において、群馬県知事に対し既に誓約書を提出したことがある場合は、誓約書の添付を省略することができる。）

## 収 支 予 算 書

収入の部

単位：円

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		摘 要
			増	減	
県 補 助 金					
計					

支出の部

単位：円

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		摘 要
			増	減	
計					

年 月 日

群馬県知事

宛て

届出者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

消費税等仕入控除税額についての届出書

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者該当し（又は該当する見込みであり）、消費税等仕入れに係る税額については控除対象となりますので、補助金の消費税等仕入控除税額については 円で申請いたします。

記

1. 対象期間：自 年 月 日  
至 年 月 日

2. 特定収入割合計算式：

注1：当届出書の提出が必要な場合としては、以下の場合が考えられる。

- ・課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円を超える法人が事業を実施する場合
- ・資本又は出資の金額が1千万円以上の新設法人（社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人を除く）が事業を実施する場合
- ・地方公共団体が特別会計を設けて事業を実施し課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円を超える場合で、特定収入割合が5%以内となる場合
- ・課税事業者を選択する場合

注2：届出者が任意団体の場合にあつては、以下の様式を参考に構成員名簿を添付のこと。

(参考様式)

構 成 員 名 簿

事業主体名			
所在地			
職 名	氏 名	住 所	課税区分

※職名欄には、任意団体における構成員の職名を記入する。

※課税区分欄には、構成員の消費税の課税の区分により、「課税」「簡易課税」「免税」のいずれかを記入する。

誓約書

年 月 日

群馬県知事

宛て

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代 表 者 名

下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

年 月 日

群馬県知事

宛て

補助事業者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

年度ぐんまブランド推進事業（〇〇）補助金概算払請求書

年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記により金 円を概算払により交付されたく請求します。

記

区 分	交 付 決 定 額 円	概 算 払 請 求 額			残 額	備 考
		前 回 まで	今 回	計		

・振込先

金融機関名	
本・支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座名義	

・概算払いを必要とする理由

注1 振込先の金融機関は、銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合等を記入すること。

注2 振込先の記載方法について

- ・「預金の種別」は、「普通」「当座」「貯蓄」「その他」のいずれかを記入すること。
- ・「口座名義」は、必ず預金通帳の表紙の裏に印字してあるカナ名義を記入すること。

注3 振込先が申請者と異なる場合は、委任状を添付すること。

年 月 日

群馬県知事

宛て

補助事業者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

年度ぐんまブランド推進事業（〇〇）補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業  
変更  
について、別紙理由書により 中止 したいので承認されたく申請します。  
廃止

添付書類

- 1 別紙変更（中止・廃止）理由書
- 2 事業計画書（変更の場合のみ）
- 3 収支予算書（変更の場合のみ）

注1：変更交付決定を受けている場合、「 年 月 日付け群馬県指令 第 号」を「 年 月 日付け群馬県指令 第 号及び 年 月 日付け群馬県指令 第 号」とし、当初交付決定と変更交付決定の日及び指令番号を記載すること。

注2：添付書類2及び3の様式は、交付申請書に添付したものに準じ、記載に当たっては、変更前を括弧書きで上段に併記し、変更の前後を比較対照できるようにすること。



変更（中止・廃止）理由書

令和 年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

1 変更（中止・廃止）内容

(1) 事業内容実施時期

変更前： 年 月 日～ 年 月 日  
変更後： 年 月 日～ 年 月 日

(2) 仕様書

※変更前と変更後の違いを記載してください。

(3) 見積書

※変更前と変更後の違いを記載してください。

2 変更（中止・廃止）理由

年 月 日

群馬県知事

宛て

補助事業者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

指 示 申 請 書

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業  
予定の期間内までに事業が完了しない  
について、別紙理由により、 ので指示願いたく申請  
遂行が困難となりました  
します。

添付書類

- 1 予定の期間内に完了しない理由、又は遂行が困難となった理由書
- 2 補助対象事業の遂行状況を記載した書類

注：変更交付決定を受けている場合、「 年 月 日付け群馬県指令 第 号」を「 年 月 日付  
け群馬県指令 第 号及び 年 月 日付け群馬県指令 第 号」とし、当初交付決定と変更交付  
決定の日及び指令番号を記載すること。

年 月 日

群馬県知事

宛て

補助事業者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

年度ぐんまブランド推進事業（〇〇）補助金遂行状況報告書

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、  
年 月 日現在の遂行状況は次のとおりです。

・補助金交付状況

区 分	交付決定時の事業費	事業の遂行状況				備 考
		月 日までに 完了したもの		月 日以降に 完了するもの		
		事業費	出来高	事業費	事業完了 予定年月日	
			%			

注：変更交付決定を受けている場合、「 年 月 日付け群馬県指令 第 号」を「 年 月 日付け群馬県指令 第 号及び 年 月 日付け群馬県指令 第 号」とし、当初交付決定と変更交付決定の日及び指令番号を記載するとともに、表の「交付決定時の事業費」を「変更交付決定時の事業費」とすること。

年 月 日

群馬県知事

宛て

補助事業者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

年度ぐんまブランド推進事業（〇〇）補助金実績報告書

年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定のありました標記事業については、群馬県補助金等に関する規則第11条及びぐんまブランド推進事業補助金等交付要綱第8に基づき別紙のとおり報告します。  
(なお、併せて補助金の未受領額 円の交付を請求します。)

・振込先

金融機関名	
本・支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座名義	

(添付書類)

- (1) 別紙精算書予算書
- (2) 事業実績書
- (3) 知事が別に定める書類

注1 概算払を受けている場合、原則として振込先の記載は不要

注2 振込先の金融機関は、銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合等を記載すること。

注3 振込先の記載方法について

- ・ 「預金の種別」は、「普通」「当座」「貯蓄」「その他」のいずれかを記入すること。
- ・ 「口座名義」は、必ず預金通帳の表紙の裏に印字してあるカナ名義を記入すること。

注4 振込先が申請者と異なる場合は、委任状を添付すること。

注5 変更交付決定を受けている場合、収支精算書の「本年度予算額」の記載に当たっては、変更前を括弧書きで上段に併記し、変更の前後を比較対照できるようにすること。

収 支 精 算 書

収入の部

単位：円

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比 較		摘 要
			増	減	
県補助金					
計					

支出の部

単位：円

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比 較		摘 要
			増	減	
計					

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

群馬県知事

宛て

補助事業者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金額が確定されたぐんまブランド推進事業（〇〇）補助金について、ぐんまブランド推進事業補助金等交付要綱第9第3号の規定に基づき報告します。

記

1	補助金等に関する規則第7条の補助金の額の確定額 ( 年 月 日付け群馬県指令 第 号による額の確定額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）その他参考となる資料を添付すること。

別表（輸出促進係）

補助金等の名称	補助対象事業	補助対象経費	補 助 額	承認が必要な 変更
ぐんまEXPORTサポート補助事業	本県産農畜産物等の輸出促進に係る事業	本県産農畜産物等の輸出促進のために必要な経費	知事が予算の範囲内で定めた額	1 事業内容の新設又は廃止若しくは中止 2 事業費の30%を超える増減

## 事業計画書

### 1 申請者概要

氏名又は名称	
代表者名	
住所又は所在地	
加工拠点名	
加工拠点所在地	

### 2 事業概要

輸出品目	
輸出ターゲット 国・地域	
事業目的	
事業内容	
事業により期待 される効果	
品目のPRポイント	
事業スケジュール	

### 3 経費の配分及び負担区分

補助対象経費	事業費 (円)	左 の 負 担 区 分		備 考		
		補助金額 (円)	自己資金等 (円)	課税区分	除税額 (円)	うち補助金額 (円)



4 概算事業費

補助対象経費	税込事業費 (円)	税別事業費 (円)	消費税額 (円)	補助金額 (円)	補助率
					2分の1
					2分の1
合計					—

5 本補助事業活用実績

活用時期	内容	事業費 (円)	補助金額 (円)
年 月 日～ 年 月 日			
年 月 日～ 年 月 日			
年 月 日～ 年 月 日			

6 輸出状況及び輸出計画

(1) 現在の状況 (本補助事業申請年度の前年)

年 1 月 1 日～12月31日

輸出品目	輸出国・地域	輸出量 (kg)	輸出金額(円)	取引相手	備考
合計				—	—

(2) 今後の輸出計画 (本補助事業の活用翌年度以降3年間の計画)

1年目 ( 年 1 月 1 日～12月31日)

輸出品目	輸出国・地域	輸出量 (kg)	輸出金額(円)	取引相手	備考
合計				—	—

2年目 ( 年 1 月 1 日～12月31日)

輸出品目	輸出国・地域	輸出量 (kg)	輸出金額(円)	取引相手	備考
合計				—	—

3年目 ( 年1月1日～12月31日)

輸出品目	輸出国・地域	輸出量 (kg)	輸出金額(円)	取引相手	備考
合計				-	-

## 事業実績書

### 1 補助事業者概要

氏名又は名称	
代表者名	
住所又は所在地	
加工拠点名	
加工拠点所在地	

### 2 事業概要

輸出品目	
輸出ターゲット 国・地域	
事業内容	
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
事業成果	

### 3 事業費

事業対象経費	税込事業費 (円)	税別事業費 (円)	消費税額 (円)	補助金額 (円)	補助率
					2分の1
					2分の1
合計					—

### 4 補助金利用により得られた効果

### 5 今後の輸出事業の展望

別表（食品流通係）

補助金等の名称	補助対象事業	補助対象経費	補 助 額	承認が必要な変更
卸売市場連合会活動 事業費補助事業	群馬県卸売市場連合 会が活動する事業	群馬県卸売市場連合 会が行う市場の近代化 並びに機能強化を図る ために必要な研修会 の開催、調査及び経営 診断事業等、その他連 合会の運営に要する経 費	知事が予算の範囲 内で定めた額	1 事業内容の新 設又は廃止若し くは中止 2 事業費の30% を超える増減

## 事業計画書（事業実績書）

1 事業の目的

2 事業内容及び事業費負担区分

(1) 市場近代化推進計画(実績)

会議等開催期日	場 所	会議等・内容、参集者及び人員	摘 要

(2) 市場機能強化活動計画(実績)

研修会等の名称	期 日	場 所	内 容	対象者及び人員	摘 要

(3) 事業費及び負担区分

区 分	事業費	同左の負担区分			摘 要
		県補助金	自己資金	そ の 他	
	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日(完了年月日)

4 収支予算書(精算書)別紙

5 添付書類

【事業計画時】

- (1) 組織の運営に関する規約、役員名簿及び会員名簿
- (2) 組織全体の収支予算書
- (3) 県が必要と認める書類

【実績報告時】

- (1) 交付決定後変更があった場合は、組織の運営に関する規約、役員名簿及び会員名簿
- (2) 組織全体の収支決算書及び収支明細書
- (3) 県が必要と認める書類

注：実績報告の場合には、（ ）内の文字を使用すること。